

しんおんせん 議会だより

臨時第2号 令和2年(2020) 6月11日

令和2年5月27日臨時議会を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の補正予算を可決しました。その追加支援策の概要をお知らせします。

町議会は町民の皆さまの声を広くお聞きし、同感染症の防止対策や経済・生活支援について継続して政策提言していきます。今後の6月定例会で支援策が追加される予定ですので、事業実現に向けて全力で取り組みます。

このほかにも支援制度があります。5月28日発行臨時号を参照ください。

新型コロナウイルス感染症に関する追加支援制度等 (6月5日現在)

| 制度名 | 概要 | 対象 | 問い合わせ先 | |
|-----|---|---|--|-----------------------|
| 無料化 | 水道使用料の基本料金を免除 [町単独事業] | 令和2年7月～10月請求分を免除 免除額例 一般家庭(13mm) 1,760円/月×4ヵ月 (免除額は、口径により異なります) ※申請は不要です。 | 個人、事業所 (国・県の施設を除く) | 役場上下水道課 ☎ 82-3114 |
| 給付 | 学校給食費の無料化 [町単独事業] | 令和2年6月1日～8月31日までの給食費を無料 ※申請は不要です。 | 小・中学生の保護者 | 役場子ども教育課 ☎ 82-5627 |
| 給付 | ひとり親家庭等特別給付金 [町単独事業] | 給付額 対象児童1人につき2万円 対象者には申請書が送付されています。 ※申請期限：令和2年10月31日 | 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給世帯者 (令和2年4月30日における受給世帯。支給停止等になっている方も対象になります。) | 役場健康福祉課 ☎ 82-5620 |
| 猶予 | 町税の納付の猶予 町県民税 法人町民税 固定資産税 軽自動車税 入湯税 国民健康保険税 | 令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に納期限が到来する町税の納付を1年間猶予 (延滞金はかからない。) 6月30日までは納期限後でも申請できます。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しているおり、一時に納付することが困難な方 | 役場税務課 ☎ 82-3113 |

既に実施の支援制度等 (6月5日現在)

申請はお済ですか？

| 制度名 | 概要 | 対象 | 問い合わせ先 |
|------------------------------|---|---|--|
| 特別定額給付金 | 給付額 1人につき10万円 世帯主宛に申請書が送付されています。申請してください。 ※申請期限：令和2年8月18日(消印有効) | 令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている人 (世帯主宛に申請書が送付されています。) | 役場総務課 ☎ 82-3111 |
| 休業要請事業者経営継続化支援金 | 限度額 ①4月15日～21日に休業等を開始 中小法人：100万円 個人事業主：50万円 ②4月22日～28日に休業等を開始 中小法人：60万円 個人事業主：30万円 ③4月29日に休業等を開始 中小法人：30万円 個人事業主：15万円 ※いずれも5月6日まで継続して休業するもの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">飲食店、ホテル・旅館については、上記①～③の期間に応じて、以下の金額 ①中小法人：30万円 個人事業主：15万円 ②中小法人：20万円 個人事業主：10万円 ③中小法人：10万円 個人事業主：5万円</div> ※申請期限：令和2年6月30日(消印有効) | 県の休業要請や時間短縮の要請等に応じた事業者のうち、原則、4月または5月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等 | 兵庫県 経営継続支援金 ☎ 078(361)2281 |
| 給付 経営継続支援事業交付金 [町単独事業] | 上記「休業要請事業者経営継続化支援金」に町支援金を上乗せする 限度額 ①中小法人：70万円 個人事業主：35万円 ②中小法人：40万円 個人事業主：20万円 ③中小法人：20万円 個人事業主：10万円 ※申請期限：令和2年7月31日(消印有効) | 上記「休業要請事業者経営継続化支援金」の支給対象となった飲食店及びホテル・旅館の事業者 (ただし、令和2年4月29日から兵庫県が追加で行った休業要請等に基づき支援金の支給決定を受けた方は、対象となりません。) | 役場商工観光課 ☎ 82-5625 町商工会 ☎ 82-1152 ☎ 92-1856 |
| 商工事業者支援給付金 [町単独事業] | 令和2年1月～5月の間に売り上げが前年同期比で減少するか、今後減少する見込みである場合 支給額 1事業者につき10万円 ※申請期限：令和2年6月30日(消印有効) | 町内に本社を有する法人、令和2年1月1日現在で町内に住所を有する事業者 | |
| 持続化給付金 | 営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給 給付額 中小法人等 200万円 個人事業主等 100万円 ※申請期限：令和3年1月15日 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 (中小法人等の対象要件有) | 持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570 |

発行 新温泉町議会 発行者 議長 中井 勝

議会広報調査特別委員会 委員長 阪本晴良 副委員長 平澤剛太 委員 河越忠志 浜田直子 森田善幸 竹内敬一郎

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1 ⅴ 0796-82-5628